

9 医療事故調査費用保険

〈1〉保険金をお支払いする場合

医療事故調査制度に則って第三者機関(医療事故調査・支援センター)に事故発生の報告が必要な医療事故が発生し、医療事故調査・支援センターに報告、受付がされた場合に、医療事故調査制度で義務付けられる、「院内調査」の実施によって発生する費用を補償します。

〈2〉ご加入いただける方

医療施設(病院、診療所)の開設者の方
一般病院・診療所、病院の開設者の方(個人立・法人立を問いません。)

〈3〉被保険者

日本病院会の会員

日本病院会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設

※上記の方が医療施設の管理者ではない場合には、医療施設の管理者も被保険者に含まれます。

〈4〉お支払いする主な保険金

①解剖・Ai^(※1)の実施に関する費用

(注)遺体の保管および搬送費用を含みます

②院内調査委員会に招聘する有識者(外部委員)に係る交通費・謝金

③医療事故調査等支援団体に支援を委託することによって発生する費用(20万円限度)

④①から③のほか、医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用。ただし、1回の事故について、15万円とします。

⑤①から④のほか、医療事故調査を行うために必要と認められる、外部に支払う費用^(※2)

(※1)Aiとは、Autopsy imagingの略で、日本語訳は『死亡時画像診断』です。ご遺体にCTやMRIなどの画像診断機器を用いた死因究明システムです。

(※2)委員会のための貸会議室費用、院内調査委員の雑費等で、損保ジャパンが妥当と認めるものにかぎります。

〈5〉保険金をお支払いできない主な場合

①この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または発生するおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合

②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に医療事故が発生した場合、または医療事故が発生するおそれのあることを保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合

③美容を唯一の目的とする医療行為に起因して発生した医療事故

④所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因して発生した医療事故を除きます。

⑤医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害 など

〈6〉ご契約にあたってのご注意

合計199床以下の会員は、他の制度で補償される可能性があるので損保ジャパンまでお問い合わせください。

〈7〉保険金額・保険料

病床区分および許可病床数に応じた保険料に許可病床数を掛けてご算出ください。(1円位四捨五入、10円単位)

【病院】

(保険期間1年 一括払)

保険金額	保険料(1病床あたり)						
	一般病床					療養病床	その他病床 (精神病床含む)
1事故・期間中 限度額	99床 以下	100床～ 199床	200床～ 299床	300床～ 499床	500床 以上		
500万円プラン	1,000円	1,200円	1,600円	1,700円	1,800円	800円	250円
1,000万円プラン	1,100円	1,400円	1,800円	1,900円	2,000円	900円	300円

※自己負担額はありません。

【診療所・歯科診療所】

(保険期間1年 一括払)

保険金額	保険料(1施設あたり)		
	無床診療所	有床診療所	歯科診療所
500万円プラン	4,000円	12,000円	1,000円
1,000万円プラン	4,500円	14,000円	1,100円

※自己負担額はありません。